

学校医の解嘱及び委嘱の件

下記のとおり学校医の解嘱及び委嘱をするにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定により、令和2年5月14日に教育長の臨時代理により決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和2年5月19日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司 郎

記

- 1 解嘱の理由  
学校医の辞退申し出による
- 2 解嘱
  - (1) 被解嘱者 保津 真一郎  
(鳴尾北小学校 学校医 [内科])
  - (2) 解嘱年月日 令和2年5月14日
- 3 委嘱
  - (1) 被委嘱者 橋野 盛彦  
(鳴尾北小学校 学校医 [内科])
  - (2) 委嘱年月日 令和2年5月15日
  - (3) 任 期 令和2年5月15日～令和4年3月31日。ただし、再任を妨げない。

(参考1)

○提案理由

任期途中で辞退の願い出による欠員が生じたため、後任を委嘱する。

(参考2)

○学校保健安全法（抜粋）

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第23条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。